

出産育児一時金

「直接支払制度」と「受取代理制度」の手続き

出産する医療機関は、㊦直接支払制度と㊧受取代理制度のどちらを利用できますか。

㊦

直接支払制度を利用しますか？

NO

出産費用の全額を、医療機関で支払ってください。

健保組合へ「出産育児一時金請求書」と添付書類※②を提出してください。

健保組合から出産育児一時金 50 万円※①が支給されます。

YES

医療機関と、直接支払制度利用にかかる契約の締結を行ってください。

出産費用が 50 万円※①を超えますか？

超えない

健保組合から出産育児一時金 50 万円※①が支給されます。

超える

50 万円※①を超える部分の出産費用を医療機関に支払ってください。

健保組合に「出産育児一時金等内払金支払依頼書」と「費用の内訳を記した領収・明細書」(写)を添付して提出してください。

健保組合から出産育児一時金等内払金※③が支給されます。

㊧

受取代理制度を利用しますか？

NO

出産費用の全額を、医療機関で支払ってください。

健保組合へ「出産育児一時金請求書」と「費用の内訳を記した領収明細書」(写)を提出してください。

健保組合から出産育児一時金 50 万円※①が支給されます。

YES

健康保険組合へ「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)」を記入して提出してください。

出産費用が 50 万円※①を超えますか？

超えない

50 万円※①を超える部分の出産費用を医療機関に支払ってください。

超える

※① 産科医療補償制度に加入していない医療機関または、妊娠 22 週未満での出産の場合は 48 万 8 千円です。

※② 「直接支払制度を利用しない旨を合意した文書」(写)と「費用の内訳を記した領収・明細書」(写)

※③ 出産育児一時金と出産費用の差額分が支給されます。